

令和6・7年度 東淀川区社会福祉協議会広報紙「東淀川社協だより」の編集・印刷・新聞折り込みによる配布等の業務委託の業者募集について

1. 業務の概要

(1) 社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という）が、令和6・7年度中に発行を予定している「東淀川社協だより」（以下「広報紙」という）109～114号（1年間に3号発行予定）の編集（デザイン・レイアウト等）・印刷・新聞折り込みによる区内世帯への配布業務等委託の業者を募集します。委託期間は2年とし、契約は年度ごとに同額で締結します。

(2) これまでに発行した広報紙は、次のウェブサイトで確認してください。

<https://www.hohoemi-kushakyo.or.jp/syakyou-dayori/>

2. 発行予定と部数

(1) 発行予定（各号の具体的な発行日（＝新聞折り込み配布日）は、本会がその都度指示します）

109号（令和6年 8月号） 令和6年 8月中旬

110号（令和6年12月号） 令和6年11月下旬

111号（令和7年 4月号） 令和7年 3月下旬

112号（令和7年 8月号） 令和7年 7月下旬

113号（令和7年12月号） 令和7年11月下旬

114号（令和8年 4月号） 令和8年 3月下旬

(2) 発行部数は各号26,500部の予定とし、内訳は、新聞折り込み配布用24,000部、区社協用2,500部とします。別紙「業務仕様書」を参照のこと。

3. 応募資格

(1) 大阪市の電子調達システムの登録業者であって、入札参加停止措置等を受けておらず、また別添契約書に記載する特記仕様書の条件（暴力団の排除）をクリアしていること。契約締結時に誓約書を提出いただきます。

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、行政・企業・社会福祉団体その他の団体等から広報紙（誌）の編集・印刷業務を受注又は発行した実績を有していること。

4. 業者決定方法及び契約

(1) 1次選定：受託希望業者は、まず見積書を本会あて郵送してください（様式自由、記載内容は5を参照）。見積価格には最低制限価格を設定し、これを下回る見積価格を提出された場合は失格とします。最低制限価格をクリアした業者を見積価格の低い順から3社を選定し、配点します。

(2) 2次選定：1次選定された3社は、①本会提示の記事原稿を基に制作した紙面見本、②広報紙（誌）等の編集実績表、③その広報紙（誌）等の任意の1点の現物見本を各5部提出してください。これらを選定委員会で評価し配点します。

(3) 業者決定：1次と2次選定の配点を合計し、最高得点者を委託業者として決定します。

(4) 契約：本会は、決定業者と提出された見積価格で契約を締結します。発行部数やページ数の

増減変更などで委託金額を変更する必要があるときは、協議のうえ決定します。

## 5. 見積書及び紙面見本・実績表等の記載内容及び提出方法

### (1) 見積書

- ・見積価格には、業務仕様書に記載する編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成、写真植字・版下作成・印刷、PDFデータ化、納品、新聞折込みその他一切の経費等を含むものとします。
- ・消費税を除いた1号（26,500部）あたりの発行費用、及びそれを3倍した1年度あたりの発行費用を記載し、消費税は別書のうえ、最後に総額を記載してください。
- ・代表者（又は契約担当責任者）の氏名を記載し、代表者印等を押印してください。あわせて、必ず担当者の氏名・電話番号・メールアドレスを記載してください。
- ・提出は郵送のみとし、封筒の表面に「広報紙見積書在中」と記載し、7に記載の提出期限までに送付してください（本会の住所等は9を参照。当日消印は有効）。

### (2) 紙面見本・実績表等

- ・1次選定された3社の担当者あてに、2次選定用に制作いただく紙面見本用の記事原稿をメールで送信します。これを基に、A4またはA3版の紙面見本を5部制作してください。
- ・あわせて、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に編集等を受託した広報紙（誌）の名称、発行年月（日）、年間の発行回数及び1回あたりの発行部数を記載した実績表を5部、そのなかから任意の広報紙（誌）1点の現物見本を5部（現物見本について、特にアピールしたい点があれば、別紙（書式自由、ただしA4版）で5部）提出してください。
- ・提出は郵送のみとし、これらの資料の封筒表面に「紙面見本等在中」と記載して、7に記載の提出期限までに送付してください（本会の住所等は9を参照。当日消印は有効）。

## 6. 評価方法

### (1) 配点

見積価格の配点を満点で50点、紙面見本等の評価配点を満点で50点とします。これらを合計して得点を算出します。

### (2) 算出方法

#### ① 見積書価格の配点

最安価格は50点とし、次点及び次々点は最安価格との価格差を点数化して算定します。

#### ② 紙面見本等の配点

選定委員会の委員（3～5名の予定）が各評価項目について、秀・優・良・可で評価した点数（50点満点）を合計し算出します。各委員の平均点を配点とします。

#### ③ ①及び②を合計し、最も点数の高い者を選定業者とする。

#### ※紙面見本等の評価項目

評価する項目	秀	優	良	可	評価例
実績（提出された業務実績が十分にあるか、アピール点とあわせて評価）	10	9	8	7	9
独創力（紙面の写真加工やイラスト作成等に独自の工夫がなされているか）	10	9	8	7	10

企画力（記事全体の構成方法または題材の取りあげ方が適切か）	10	9	8	7	8
デザイン（読者目線に立った紙面構成になるよう工夫しているか）	10	9	8	7	9
レイアウト（読みやすく理解しやすい記事配置になっているか）	10	9	8	7	10
評価点の合計					46

(3) 算定例（いずれも小数点2位以下を切り捨て）

① 見積書価格の配点

A社が100円、B社が105円、C社が115円の見積価格だった場合

A社の配点 50.0（最安）

B社の配点  $50 \times 100 / 105 = 47.6$ （次点）

C社の配点  $50 \times 100 / 115 = 43.4$ （次々点）

② 紙面見本等の配点

各委員の平均点を配点とします。例えばC社について、X委員が48点、Y委員が46点、Z委員が47点だった場合は、各委員の平均点47点を配点とします。

A社の配点 43.0（次々点）

B社の配点 45.6（次点）

C社の配点 47.0（最高点）

③ 合計点 = ① + ②

A社の合計点  $50.0 + 43.0 = 93.0$

B社の合計点  $47.6 + 45.6 = 93.2$ （選定）

C社の合計点  $43.4 + 47.0 = 90.4$

(4) 同点の場合の措置

最高得点者の合計点が同点だった場合は、見積価格のより低い業者としますが、それも同じだった場合は、委員の多数決により決定します。

7. スケジュール

項目	月 日	説明
ホームページアップ	6月 1日(土)	募集説明文等を本会ホームページにアップする。
見積書提出期限	6月18日(火)	
1次選定（3社）	6月20日(木)	選定業者にのみその旨と紙面見本作成用の記事原稿をメール送信。
紙面見本等の提出期限	7月 3日(水)	紙面見本・実績表・見本。
選定委員会開催	7月 9日(火)	評価表により評価。
委託業者決定	7月11日(木)	評価表を集計し決定。多数決による場合は問合わせる

※日程は予定であるが、この程度の日程間隔が必要という意味で記載。

8. 業務委託契約書及び仕様書  
別紙のとおり。

9. 書類等の送付先

(1) 送付先

〒533-0022 大阪市東淀川区菅原4-4-37

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会（地域支援担当係長 木村）

電話：06-6370-1630

メールアドレス：[hohoemi@hohoemi-kushakyo.or.jp](mailto:hohoemi@hohoemi-kushakyo.or.jp)

(2) 募集内容に関する個別のお問い合わせには回答しません。ただし、追加の説明が必要と判断される場合は、ホームページで公表します。